

建築審査会審議概要

会議名		令和 5 年度第 5 回札幌市建築審査会
開催日時		令和 5 年 11 月 9 日(木) 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分
開催場所		Web 会議
出席者	委員	森会長、宮浦委員、星原委員、道尾委員
	事務局	都) 建築指導部長、管理課長、制度担当係長、係員 1 名
	説明員	都) 建築指導部管理課指導係長、係員 1 名
審議結果		議案第 1 号について「同意」、議案第 2 号について「裁決について議決」
議事概要		(1) 議案第 1 号 商業地域の敷地内において、用途の制限を超えて貯蔵量 7 トンを超える液化ガスを貯蔵する建築設備を設置したい旨の許可申請（建築基準法第 48 条第 10 項ただし書き） 【主な質疑応答】（○は委員の発言、●は説明員の発言） ○タンクローリーの出入りについて、ホテル利用者への配慮以外に、従業員や周辺住民に対してはどのように配慮されているか。 ●タンクローリーの出入りは 1 日 1 回である他、使用する道路は、その先に施設等が少ない道路であり、住民の方が普段から利用している道路ではないが、建築主とは、従業員や住民が利用する時間帯は避ける配慮を行うということでは話している。 ○都心部の場合、熱源がパイプラインで共有されていることが多いが、郊外の場合は、今回のように単独でタンクを構えることになる。実績は多いのか。 ●今回設置した設備は実績としては多いものではない。その理由は、一定以上の熱源を供給する規模の施設でないと効率面のメリットが少ないためである。 ○今回の設置されるタンクは、規模として大きい方なのか。 ●最大規模のものではないが、大きい方の規模である。 ○建築基準法上の 7 トンという上限はどのように決定されたものなのか。 ●建築基準法施行令において危険物の量が定められている。 ○その危険物の量は用途地域によって異なるのか。 ●商業系では今回の上限である 7 トンであり、第 2 種中高層住居専用地域以上の住居系では 3.5 トン、工業系では 35 トンである。

	(2) 議案第 2 号 指定確認検査機関が確認済証を交付した処分に関する審査請求（建築基準法第 94 条第 1 項） 【主な会議概要】 ○事務局からこれまでの経緯を説明した上、裁決書の案について協議を行い、その内容を確定した。 (3) 報告事項（包括同意基準に基づき許可した案件の報告） 道路内の建築制限に係る包括同意基準に基づく許可（建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号） 【主な質疑応答】（○は委員の発言、●は説明員の発言） ○今回、バス停留所の設置を許可した歩道は、歩道専用なのか、自転車歩行者道なのか。 ●全て（7 件とも）自転車歩行者道である。 ○バス利用者や隣接建物の関係者からの観点だけでなく、未就学児などを含めた歩行者の観点に立った時、バス停留所設置後の歩道は歩行者の多い幹線道路として十分かつ安全な幅員を確保できているのか。 ●歩道の有効幅員に関しては、道路占用許可の基準を満たしているものを前提として建築基準法上の許可を行っているが、道路占用許可を所管する関係部署に対し、有効幅員の考え方や安全性についてご意見があったことをお伝えする。 以上
連絡先	札幌市都市局建築指導部管理課（制度担当） 電話番号：011-211-2859